

烏丸半島中央部複合型観光集客施設事業に係る公募型プロポーザルの審査結果  
について

烏丸半島中央部の未利用地約9.0haにおいて、民間活力の活用により、地域の活性化に寄与するまちづくりを目指すため、プロポーザル方式により、烏丸半島中央部複合型観光集客施設事業の実施事業者となる者を、下記のとおり決定しました。

1. 事業名 烏丸半島中央部複合型観光集客施設事業
- 2-1. 優先交渉権者 株式会社JPF（グループ3）
 

提案の概要 日本初となるビーチカルチャー発信拠点として、人工サーフィン施設を中心とした複合型観光集客施設。  
琵琶湖岸特有の恵まれた資源や景観を最大限に活かし、烏丸半島の環境および周辺施設と調和した建築デザインとランドスケープデザインとすることで、多様な人々に憩いと安らぎを提供するとともに、琵琶湖岸全体の観光拠点として地域レクリエーションと観光産業の活性化、関係人口増加に資する施設を目指す。
- 2-2. 次点交渉権者 株式会社伊藤佑ホールディングス（グループ18）  
株式会社三王不動産流通
3. 参加事業者数 2者
4. 審査会日時 令和6年3月5日（火）午後2時～午後6時30分まで
5. 開催場所 草津市役所4階 行政委員室
6. 審査委員 烏丸半島中央部観光施設事業用地土地利用事業者選定委員会  
(10名)
7. 選考方法 提出された事業提案書に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングによる審査
8. 参加事業者の評価点（提案書提出順）

審査項目	グループ3	グループ18
事業概要に関する評価(小計)	(47.51)	(48.63)
全体計画(35点)	22.88	23.00
地域への貢献(20点)	11.25	14.00
組織の充実(10点)	6.75	5.75
事業開始後の運営(10点)	6.63	5.88
資金計画・事業収支計画に関する評価		
事業の実現性(10点)	7.12	6.00
応募者に関する評価		
応募者の状況(10点)	6.62	6.25
その他		
その他(5点)	3.75	3.00
合計(100点満点)	65.00点	63.88点